

手話言語を取り巻く現状・課題等の把握

1. 静岡市現状

参考データ 時点：令和 5 年 3 月末時点
参照：静岡市の健康福祉 令和 5 年度版

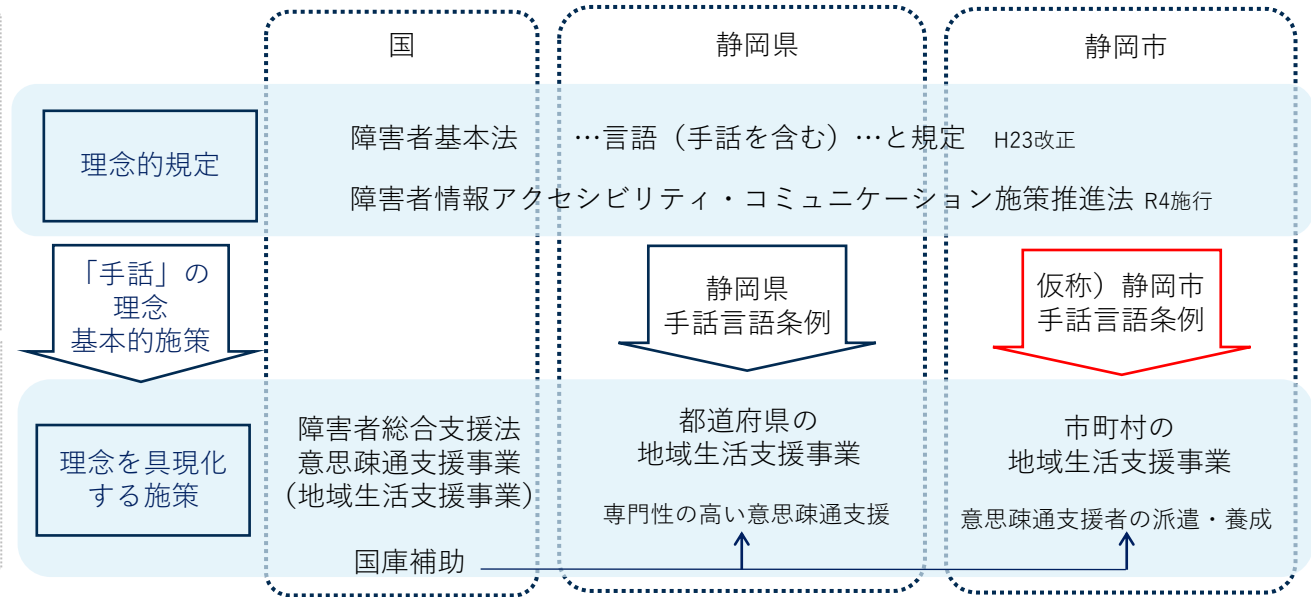
静岡市人口 680,913人
うち身体障害者手帳交付者 22,847人
うち聴覚・平衡機能障害認定 1,673人
うち手話を日常コミュニケーション手段として用いる人 142人 $\div 1,673人 \times 8.5\%$ ※

※H28厚生労働省「生活のしづらさに関する調査」から推計（65歳未満に限定すると25%）

市内当事者団体等

・静岡市ろうあ協会	100人
・静岡市登録手話通訳者の会	57人（市内手話通訳者）
・静岡県手話通訳問題研究会静岡班	76人（購読会員含む）
・手話サークル	5団体
（するがの会、あおいの会、たつのこ会、火曜日、波の子の会）	
・手話奉仕員養成講座	60人
・静岡市職員手話サークル	20人

2. 法制度・施策の位置づけ（参考 3）



条例制定状況（参考 2） 県内：静岡県 + 14市町 政令市：9市

3. 本市における課題と条例制定検討

現状

「手話が言語である」（ろう者にとって代え難いコミュニケーション手段である）とする成文化された基盤がない

課題

「手話が言語である」とする理念を共有し、意思疎通確保に向けて必要な体制整備や施策方針の検討

自治立法（条例制定）による基盤整備

目指すべき姿

市民全体で手話への理解を深め、すべての市民が安心して暮らすことができる地域社会

- ・基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等明確化
- ・手話の理解促進や普及に係る施策の推進

ご意見をいただきたいこと①

例・手話に対する理解不足で困った場面
・手話の周知不足を感じるとき
・手話が使えなくて困った場面

ご意見をいただきたいこと②

手話が言語であるという認識に基づき、理念、役割、施策の基本的事項を定める条例案に盛り込むべき内容
⇒条例案のたたき台（逐条解説付き）

ご意見をいただきたいこと③

本市において優先順位が高いと思われる施策（どのような施策が展開されると、条例の目的達成にかなうと考えるか）

例：普及啓発、ICT活用（遠隔手話等）
エッセンシャルワーカーの手話習得

手話言語を取り巻く現状・課題等の把握

3. 本市における課題と条例制定検討（委員意見集約）

ご意見をいただきたいこと①

手話に対する理解不足で困った場面、手話の周知不足を感じる時、手話が使えなくて困った場面 等

○手話言語話者の団体を代表する者（大村委員、堺様（大川委員代理）、加藤委員、小泉委員）

- ・レジや駅の切符売り場...他言語対応はあるのに、手話対応はない。
- ・病院（特に医師は文章を見せればR者がわかると思っている）
- ・ニュースなどで記者会見を流すとき、手話通訳がついているにも関わらず、首長だけが映って手話通訳が切られてしまう。たとえ短い時間でも映るよう配慮があればいいと思う。こういう時、手話やろう者に対する理解不足を感じる。
- ・観光地での手話ができるガイドがない（駿府城公園など）区役所窓口にも、専任手話通訳者が不在の時、手話ができる職員がいなくて不便。
- ・学校での懇談会や面接などで手話ができる教師がない。
- ・警察、消防署も手話ができる署員がない。特に免許更新の手続きの時が不便
- ・職員が少しでも手話を表せるとろう者は安心する。
- ・手や顔を怪我したとき、手話を使えず会話ができない→手話が言語であることを意味している。
- ・手話を手ぶり、身振りと思われて、笑われた。
- ・銀行などのATMトラブルの時、電話対応しかなく現金が返ってこない。
- ・職場で孤立する。

○障害当事者団体を代表する者（堀越委員）

- ・一人暮らしの方が、携帯電話契約で非常に期間がかかった。
本人確認時に、音声電話で確認を行った。お声がでない方で、電話リレーサービスに申し込み(日本財団、手話通訳者が携帯画面でご本人と相手方に伝達。そもそも携帯がないので、協会の携帯にアプリを入れる) 先方携帯会社の電話が込み合っていてかかりにくく、電話リレーサービスが途中で退出等々の課題があった。音声確認ができないことの不便さはとても大きいと思う。手帳のコピー、添付での送信等のお手伝いをした。

○渡邊委員

- ・災害時の緊急情報
- ・電光掲示板が無い
- ・スムーズな会話環境・学修環境
- ・買い物、乗車、社会生活

○二神委員

- ・聴覚障害を持つ子ども・家族への手話獲得・習得の機会
- ・聴覚障害児への早期支援の不足
（特に親への心理的な支援、情報提供）

ご意見をいただきたいこと②

手話が言語であるという認識に基づき、理念、役割、施策の基本的事項を定める。条例案に盛り込むべき内容

○手話言語話者の団体を代表する者（大村委員、堺様（大川委員代理）、加藤委員、小泉委員）

- ・ 草案すべて（参照：委員提供資料）

○障害当事者団体を代表する者（堀越委員）

- ・ 手話言語条例制定の中で ビフォーアフターを示していただけると、その後の生活がどのように豊かになるの分かると嬉しい。

○渡邊委員

- ・ 音声言語と手話言語が対等であるという理解の普及
- ・ 中途失聴・難聴者の存在の理解

○二神委員

- ・ 聴覚障害のある子・家族への手話獲得の機会
- ・ 手話を必要とする幼児・児童・生徒・学生への手話による学びの保障
- ・ 災害時の支援の課題（意思疎通支援事業による手話通訳者も被災する。地域密着型の支援では対応できない）

ご意見をいただきたいこと③

本市において優先順位が高いと思われる施策（どのような施策が展開されると、条例の目的達成にかなうと考えるか）

○手話言語話者の団体を代表する者（大村委員、堺様（大川委員代理）、加藤委員、小泉委員）

- ・ 市の責務が優先順位が高い。それを率先すれば、事業者や市民もついていく。
- ・ 静岡市の取り組みに「登録手話通訳者の研修」を入れる。

○障害当事者団体を代表する者（堀越委員）

- ・ 条例制定後の様々な体制整備が重要だと思う。

○渡邊委員

- ・ 手話により学習権の保障
- ・ 差別のない社会、合理的配慮の必要性
- ・ 手話の理解者の拡大
- ・ 手話通訳者の養成
- ・ 最終的には地位共生社会の実現

○二神委員

- ・ 保健師への研修の機会
- ・ 医療機関（特に産婦人科）への理解啓発のための施策（パンフレット・ポスターの設置など）
- ・ 遠隔手話通訳の日常的な活用